

平成 19 年度食品安全モニターの依頼について

- 1 食品安全モニター（以下「モニター」という。）については、食品安全委員会の役割・活動等について十分に知見のあるモニターによる継続的な活動を通じて、モニターの情報発信能力の向上や活動の活性化を図る観点から、平成 19 年度よりモニターの任期を 2 年とし、1 年毎に半数を改選することとして、定員数 470 名の半数の 235 名を募集し、別紙 1 のとおり選考を行った（新規モニター）。
- 2 残りの 235 名については、平成 18 年度モニターの中から本人の継続の意向等を勘案し、別紙 2 のとおり選考を行った（継続モニター）。
- 3 4 月以降、新規モニターについては平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間、継続モニターについては平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間、モニターとして正式な依頼をする予定である。

< モニターを依頼する方の性別、年代別内訳 >

○ 性 別

	新規モニター		継続モニター		全体	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
男性	69	29.4%	86	36.6%	155	33.0%
女性	166	70.6%	149	63.4%	315	67.0%
計	235	100.0%	235	100.0%	470	100.0%

○ 年 代

	新規モニター		継続モニター		全体	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
20代	26	11.1%	19	8.1%	45	9.6%
30代	55	23.4%	51	21.7%	106	22.5%
40代	45	19.1%	61	26.0%	106	22.5%
50代	46	19.6%	47	20.0%	93	19.8%
60代	52	22.1%	40	17.0%	92	19.6%
70代以上	11	4.7%	17	7.2%	28	6.0%
未記入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	235	100.0%	235	100.0%	470	100.0%

新規モニターの募集、選考の結果について

1 募集結果

平成19年度モニターについては、平成19年1月20日から2月16日までの間、募集を行ったところ、809名から応募があった(募集人数235名に対し3.44倍)。

2 選考結果

応募者の中から、モニターを依頼する235名の選定を行った。
その内訳は以下のとおりである

○ 男女比率	男 性	69名(29.4%)
	女 性	166名(70.6%)
○ 年代比率	20代	26名(11.1%)
	30代	55名(23.4%)
	40代	45名(19.1%)
	50代	46名(19.6%)
	60代	52名(22.1%)
	70代以上	11名(4.7%)

モニターの選定に当たっての基本的な手順は以下のとおり。

選定に当たっては、応募理由等から、とくに

- ・モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される者
- ・知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待される者

を評価・抽出し、都道府県別の定数を考慮した上で、食品安全委員会の委員が候補者として選定した。

上記の選定によっても必要人数である235名に満たない場合は、残りの応募者の中から、応募理由等の評価に加え、都道府県別の定数、性別や年齢別、経験者のバランスを考慮して候補者を選定した。

なお、これまでにモニターを経験したことがある方は、55名である。

継続モニターの選考結果について

18年度のモニターに対し、平成18年12月に19年度もモニターを継続する意向を調査したところ、413名から回答があった。

この調査において、継続する意欲がとくに強い者を中心に、地域バランスを考慮して、次年度もモニターとして依頼する235名の選考を行った。

その内訳は次のとおりである。

○ 男女比率	男 性	86名(36.6%)
	女 性	149名(63.4%)
○ 年代比率	20代	19名(8.1%)
	30代	51名(21.7%)
	40代	61名(26.0%)
	50代	47名(20.0%)
	60代	40名(17.0%)
	70代以上	17名(7.2%)

選考に当たっての基本的な手順は以下のとおり。

まず、人口比を基に都道府県ごとに定数を設定し、意向調査から、食品安全モニターを「是非継続したい」と回答した者を抽出し、定数に沿って配置した。

さらに、意向調査の自由記述欄やこれまでの随時報告等の提出状況から、モニターへの意欲があり、今後の活動が期待される者を、性別、年齢別のバランスも考慮しつつ、都道府県別の定数に沿って選考した。

平成19年度食品安全モニターの募集について

1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、消費者の方々に日常生活を通じて、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて意見等をいただくために、委員会が依頼するものである。その他、地域への情報の提供にも協力いただく。

2 食品安全モニターの対象者

モニターを依頼する者については、日本国内に居住している満20歳以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。ただし、公務員は対象外とする。

大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること

食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること

食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

モニターの定数は470名とし、任期を2年として1年ごとに半数を改選することとする。

平成19年度の募集人員は235名とする。なお、これまでにモニターを経験された方の再選については、募集人員の半数を上限とする。

モニターは、委員会事務局長が依頼し、平成19年に募集するモニターの依頼期間は、依頼を承諾した日から平成21年3月31日までとする。

残りの235名については、18年度モニターの中から本人の意向等を勘案し、選考の上、平成20年3月31日までの1年間の任期で依頼する。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

食品の安全性に係る調査についての報告

食品安全行政などに関する意見の随時報告

食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供

食品安全モニター会議への出席

その他、委員会が行う食品の安全性に関する情報提供への協力

4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 今後のスケジュール

募 集 開 始：平成 19 年 1 月 20 日（目途）〔食品安全委員会ホームページへの掲載等〕

募 集 締 切：平成 19 年 2 月 16 日（消印有効）

電子メールによる応募については、16 日 17：00 まで受付

依頼状発送：平成 19 年 4 月上旬（予定）

モニター募集に関する問い合わせ先

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-5251-9217・9218